

宮崎大学医学部臨床研究標準業務手順書	
医の倫理委員会 申請の標準業務手順書	
初版：2016年3月25日 承認	改訂 第15.0版：2025年9月4日 改正

目次

1.	目的と適用範囲	1
2.	申請すべき研究の種類	1
3.	研究等の実施体制	1
	(1) 研究責任者	1
	(2) 主任研究者	1
	(3) 研究分担者	1
	(4) 研究代表者	1
	(5) 既存試料・情報の提供のみを行う者	1
	(6) 研究協力機関	2
4.	申請の方法	2
	(1) 研究計画書等の作成	2
	(2) 臨床研究に関する講習会への参加	3
	(3) 補償措置の検討	3
	(4) 臨床研究公開データベースへの登録	3
	(5) 利益相反の自己申告	3
	(6) 高難度新規医療技術の審査	3
	(7) 遺伝カウンセリング部との連携	4
	(8) 試料及び情報等の保存	4
	(9) 個人情報の取扱いに関する安全管理体制に関する記載	4
	(10) 本学部以外の学内部局からの依頼に基づく審査	5
	(11) 多機関共同研究における一括倫理審査	5
	(12) 他の機関が実施する研究における依頼に基づく審査	5
5.	申請後の対応	5
	(1) 研究番号	5
	(2) 事前チェック	6
	(3) 審査	6
	(4) 新規申請及び変更申請の審査後の対応	6
6.	研究開始後の対応	7
	(1) 重篤な有害事象の報告	7
	(2) 実施状況の報告	8
7.	指摘事項への対応期限	8
8.	各種委員会への関与の報告	9
9.	作成・改訂履歴	9

添付資料

- ・別表：審査カテゴリと判断基準
- ・別紙様式1：審査依頼書（一括審査依頼用）
- ・別紙様式2：審査依頼書（本学部以外の学内部局用）
- ・別紙様式3：審査依頼書（他機関用）

- ・別紙様式 4：審査等業務委託申込書（新規・継続）
- ・別紙様式 5：審査等業務委託申込書（新規・継続）（利益相反に関する審査を含む）
- ・別紙様式 6：軽微な変更に係る報告事項

1. 目的と適用範囲

本手順書は、人間を対象とした医学系研究等（人体由来の細胞や組織などの試料及び情報を用いる研究も含む。）（以下「研究等」という。）において、世界医師会が採択したヘルシンキ宣言、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（以下「生命・医学系指針」という。）、遺伝子治療等臨床研究に関する倫理指針の趣旨に従った、宮崎大学医学部医の倫理委員会（以下「医の倫理委員会」という。）の申請に必要な手順を定めるものである。

なお、臨床研究法下で実施する研究については、厚生労働大臣の認定を受けた認定臨床研究審査委員会における審査が必要となるため、医の倫理委員会の審査対象外とする。

2. 申請すべき研究の種類

医の倫理委員会へ申請する研究等の種類は以下のとおりとする。なお、以下のいずれの種類にも含まれない症例報告等に関しては、希望があれば確認審査を行うことができる（参照：「宮崎大学医学部および同附属病院における確認審査の申請と症例報告等の実施に関するガイドライン」及び「確認審査の申請と症例報告等の実施に関する標準業務手順書」）。

(1) 人を対象とする生命科学・医学系研究

（旧ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針における「ヒトゲノム・遺伝子解析研究」を含む。）

(2) 遺伝子治療等臨床研究

研究目的でない診断及び治療のみを目的とした医療行為については、医の倫理委員会の審査対象外とする。

3. 研究等の実施体制

医の倫理委員会へ申請する研究等の実施体制については以下のように定義する。

(1) 研究責任者

申請される研究に係る業務を統括する者とする。本学においては、教授、准教授、講師、助教、助手、看護部長、副看護部長及び看護師長の身分を有する者とする。

(2) 主任研究者

研究責任者の監督・指示の下、その実務を統括する者とする。研究責任者と同一であっても差し支えない。なお、主任研究者の適格性については、医の倫理委員会による審査において判断される。

(3) 研究分担者

研究責任者及び主任研究者以外で、申請される研究の実施に共同研究者として携わる者である。本学においては、本学で研究を行うことが可能な身分を有する者とする。

(4) 研究代表者

複数の研究機関の研究責任者を代表する研究責任者をいう。多機関共同研究に係る場合、必要に応じて、研究責任者を研究代表者と読み替えることとする。

(5) 既存試料・情報の提供のみを行う者

既存試料・情報の提供以外に研究に関与しない者とする。既存試料・情報の提供のみを行う場合は、当該提供の事実を医学部長が把握できるよう、事前に倫理審査・実施許可申請システムから申請を行うこと。

ただし、既存試料・情報を提供することに加えて、当該研究計画書の作成あるいは研究論文の執筆などにも携わる場合は、「既存試料・情報の提供のみを行う者」ではなく「研究者等」と見なされるため、医の倫理委員会による審査および医学部長による実施許可の手続を行うこと。

なお、提供する既存試料・情報が、他の研究機関からオプトアウトにより取得した既存試料・情報であり、再度オプトアウトをすることで、当該既存試料・情報の提供のみを行う場合は、オプトアウトによる取得・提供の繰り返しに該当するため、その是非を慎重に判断したうえで、その理由を含め医の倫理委員会の審査を受け、医学部長による許可を得ること。

(6) 研究協力機関

研究計画書に基づいて研究が実施される研究機関以外であって、当該研究のために研究対象者から新たに試料・情報を取得し（侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う試料取得は除く。）、研究機関に提供のみを行う機関とする。

4. 申請の方法

(1) 研究計画書等の作成

研究の実施に先立ち、当該研究に適用する指針を厳守し、適切な申請書・研究計画書・同意説明文書・同意書・同意撤回書、必要に応じて、モニタリングに関する手順書、公示文書等を作成し、当該研究に必要な参考資料を添えて医の倫理委員会へ申請しなければならない。

申請は、研究責任者、主任研究者若しくは研究分担者のいずれかが、申請者となり、倫理審査申請システムを使用して行う。

なお、変更申請の際には、変更申請前に提出した申請書類（研究計画書、同意説明文書、同意書等の資料等一式）の変更箇所を原則として校閲機能を使用して赤字等で明示すること。

申請者は、研究申請補助者に倫理審査申請システムでの申請作業を代行させることができる。研究申請補助者は、申請者の指示に従い申請に係る事務作業を補助する。研究申請補助者の業務範囲等については「研究申請補助者に関する申合せ（医の倫理委員会事務局策定）」を参照すること。

① 申請書、研究計画書、同意説明文書、同意書及び同意撤回書

研究属性を考慮し各文書について適切に作成すること。各文書の必要事項については別に提示する。

多機関共同研究の場合は、各共同研究機関の研究責任者の役割及び責任を明確にした上で、一の研究計画書を作成又は変更すること。また説明文書及び同意文書の様式は、一の研究計画書について、一の様式とすること。ただし、研究機関ごとに固有の事項（研究責任者名や相談窓口の連絡先等）は自施設の内容を記載すること。

② モニタリングに関する手順書

生命・医学系指針では、侵襲（軽微な侵襲を除く）を伴い、かつ介入を行う研究を実施する場合には、研究責任者がモニタリングを実施することが求められている。モニタリングの実施体制及び実施手順については研究計画書に記載するか、別途モニタリングに関する手順書を作成すること（参照：「宮崎大学医学部における臨床研究のモニタリングの実施に関する標準業務手順書」）。作成に当たっては、臨床研究支援センターに支援を求めることができる。

③ 公示文書

侵襲及び介入を伴わない観察研究の場合、必ずしもインフォームド・コンセントを要しないが、研究責任者は、必要事項を含めた公示文書を作成し、研究対象者等が容易に知りうる状態にしておくこと。必要事項については別に提示する。

④ 参考資料

以下の場合には、参考資料として以下の書類を添付すること。

（i）多機関共同研究の場合（研究協力機関がある場合も含む）

- ・多機関共同研究において、他の共同研究機関を含む一括した倫理審査を行う場合、当該研究責任者による一括審査を依頼する旨の審査依頼書（別紙様式1）
- ・研究協力機関がある場合は、当該機関の長からの研究協力への承諾書等
- ・その他、医の倫理委員会が提出を求めるもの

- (ii) 既承認の医薬品・医療機器を使用した研究等の場合
 - ・使用する医薬品・医療機器の添付文書
- (iii) 研究等の実施に際し補償保険を要する場合（参照：（3）補償措置の検討）
 - ・保険加入に関する書類
- (iv) 研究対象者にアンケート調査を行う場合
 - ・アンケート用紙等
- (v) 過去に承認された研究課題の変更申請
 - ・前回承認時からの変更点
- (vi) 募集用ポスター・チラシを作成する研究の場合
 - ・当該ポスター・チラシ

(2) 臨床研究に関する講習会への参加

研究責任者、主任研究者及び研究分担者は、研究等を行うに当たって、臨床研究に関する講習会を年に1回必ず受講する必要がある。受講しない場合は研究責任者、主任研究者及び研究分担者になれないため、必ず受講すること。受講歴の有効期限は、受講した日から1年間とする（年1回必ず受講すること）。

申請時点で、全ての研究者が受講しておくべきだが、申請までに受講が間に合わない場合には申請後直近に開催される講習会に必ず受講すること。その際は、申請書にその旨と当該研究者名を明記すること。

なお、多機関共同研究における一括倫理審査の場合、共同研究機関の研究者においても年1回の受講義務が果たされていることを条件とするが、その受講内容等については所属機関の基準に基づくこととする。

(3) 補償措置の検討

研究責任者、主任研究者及び研究分担者は、侵襲（軽微な侵襲を除く）を伴う研究であって通常の診療を超える医療行為を伴うものを実施しようとする場合には、あらかじめ、当該研究等の実施に伴い研究対象者に生じた健康被害の補償のために、保険その他の必要な措置を講じること及び被験者からインフォームド・コンセントを受けることを研究計画書に記載すること。

(4) 臨床研究公開データベースへの登録

研究責任者は、介入を行う研究について、研究の実施前に厚生労働省が整備する公開データベース（Japan Registry of Clinical Trials: jRCT）あるいは国立大学附属病院長会議が設置している公開データベース（UMIN-CTR）のいずれかに登録し、登録番号が発行されたら、速やかに医の倫理委員会事務局へ報告すること。また、研究計画書の変更及び研究の進捗に応じてデータベースを適宜更新し、研究を終了したときは、遅滞なく、当該研究の結果を登録すること。

(5) 利益相反の自己申告

研究責任者、主任研究者及び研究分担者は、「宮崎大学医学部等における臨床研究等利益相反マネジメント規程」に従って、当該研究の利益相反の状況について、研究計画書等に記載すること。また、宮崎大学医学部等における臨床研究等利益相反マネジメント委員会（以下「利益相反委員会」という。）に申告が必要な研究については、適宜対応すること。

なお、多機関共同研究で、一括した倫理審査を医の倫理委員会へ申請する場合、研究代表者は、全共同研究機関の利益相反管理結果を取りまとめ、医の倫理委員会に提出する。

(6) 高難度新規医療技術の審査

当該臨床研究又は先進医療に高難度新規医療技術に該当するものが含まれる場合、研究

責任者は、原則、医の倫理委員会への申請の前に、高難度新規医療技術評価委員会で審査を受け承認を得ること。

(7) 遺伝カウンセリング部との連携

研究責任者は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究及び遺伝カウンセリングを要する研究を行うに当たり、遺伝カウンセリング体制を整える必要がある。その際、宮崎大学医学部附属病院遺伝カウンセリング部に申請前に協力を要請すること。

(8) 試料及び情報等の保存

研究責任者は、「人由来試料・情報等の保管と他機関との授受に関する手順書」に従って適切に試料及び情報等を保存すること。その方法については、研究計画書に記載すること。

(9) 個人情報の取扱いに関する安全管理体制に関する記載

個人情報を含む試料及び情報等（以下「個人情報等」という。）を取り扱う場合は、以下の点に留意しつつ安全管理体制を整備し、次の①～⑥を研究計画書及び同意説明文書に明記すること。

- 個人情報を含む試料・情報等のファイルにはパスワードを設定した上で、厳重に保管すること。
 - 個人情報を含む試料・情報等の保存には、USB メモリなど携帯容易な記録媒体や、パソコンに内蔵された記録媒体は使用せず、外付けハードディスクなどを使用し、厳重に保管すること。
 - 個人情報を含む試料・情報等を取り扱う際、使用中のコンピュータはオフラインの状態にすること。
- ① 取り扱う個人情報等の具体的内容
 - ・ 個人情報（例：氏名、顔画像等、特定の個人を識別することができるもの）
 - ・ 個人情報のうち、個人識別符号（例：ゲノムデータ、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋等、身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号、マイナンバー等、サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号）
 - ・ 個人情報のうち、要配慮個人情報（例：診療録、レセプト、健診の結果、ゲノム情報等、その取扱いに特に配慮を要する記述が含まれるもの）
 - ② 個人情報等を匿名化して取り扱う場合の匿名化の方法及び説明
 - ③ 匿名化した個人情報等の対応表がある場合の対応表の管理方法
 - ④ 共同研究機関に個人情報等を提供する場合の次の内容
 - ・ 提供する試料・情報等の内容
 - ・ 提供する試料・情報の取得経路
 - （i）本学で収集した試料・情報か、他機関から提供を受けた試料・情報か
 - （ii）新たに取得した試料・情報か、既存試料・情報か
 - ・ 提供先機関名・所在地
 - ・ 当該研究機関における研究責任者の氏名・職位
- ※ なお、提供する試料・情報が、他の研究機関からオプトアウトにより既に取得した試料・情報で、再度オプトアウトをすることにより、当該試料・情報を共同研究機関に提供を行う場合は、オプトアウトによる取得・提供の繰り返しに該当するため、その是非を慎重に判断したうえで、その理由を明確にしたうえで医の倫理委員会の審査を受け、医学部長による許可を得ること。
- ⑤ 試料・情報の提供のみを行う研究協力機関等から個人情報等の提供を受ける場合の次の内容
 - ・ 提供を受ける試料・情報の内容
 - ・ 当該機関の名称及び責任者の氏名・職位
 - ⑥ 個人情報管理者の選定

研究の種類によっては、個人情報等の安全管理や匿名化等を行う者として、従来のゲノム指針に規定されていた個人情報管理者を設置することでも差し支えない。この際、当該者は研究者等を兼ねても良い。

(10) 本学部以外の学内部局からの依頼に基づく審査

本学部以外の学内部局の研究者が実施する研究において、当該部局の長からの文書による依頼により、医の倫理委員会に倫理審査を求めることができる。

本学部以外の学内部局が新規の倫理審査を申請する場合には、事前に審査を依頼する部局の長から「審査依頼書（本学部以外の学内部局用）（別紙様式 2）」を医の倫理委員会委員長に提出すること。医の倫理委員会の審査終了後、審査結果が申請者及び審査依頼のあった当該部局の長へ通知される。

(11) 多機関共同研究における一括倫理審査

多機関共同研究において、各共同研究機関が倫理審査を実施することに代えて、研究全体について主たる研究機関等の倫理審査委員会に一括した倫理審査を求めることができる。

医の倫理委員会に一括した倫理審査を申請する場合には、通常の申請手順で申請を行い、審査が行われる。ただし、事前に当該研究責任者による一括審査を依頼する旨の「審査依頼書（一括審査依頼用）（別紙様式 1）」を提出すること。医の倫理委員会の審査終了後、審査結果が申請者へ通知される。

なお、一括した倫理審査と、各共同研究機関による個別の倫理審査が混在する場合、一括した倫理審査を先行させることを原則とする。

(12) 他の機関が実施する研究における依頼に基づく審査

他の機関に所属する研究者が実施する研究において、研究責任（代表）者からの文書による依頼により、医の倫理委員会に倫理審査を求めることができる。

他の機関が新規の倫理審査を申請する場合には、事前に研究責任（代表）者から「審査依頼書（他機関用）（別紙様式 3）」及び「審査等業務委託申込書（別紙様式 4）又は審査等業務委託申込書（利益相反に関する審査含む）（別紙様式 5）」を提出し、新規申請の場合は初年に係る研究倫理審査手数料 171,500 円（税込）を本学が発行する請求書により所定の期間までに納付すること。医の倫理委員会での審査終了後、審査依頼のあった研究責任（代表）者へ審査結果が通知される。

他の機関が 2 年目以降の審査の継続を申請する場合には、事前に「審査等業務委託申込書（別紙様式 4）又は審査等業務委託申込書（利益相反に関する審査含む）（別紙様式 5）」を提出し、年間研究倫理審査手数料 82,500 円（税込）を本学が発行する請求書により所定の期間までに納付すること。医の倫理委員会での審査終了後、審査依頼のあった研究責任（代表）者へ審査結果が通知される。

5. 申請後の対応

(1) 研究番号

申請後、倫理審査申請システムから研究番号が以下の研究の種類に応じて付される。この研究番号は、医の倫理委員会による承認番号も兼ねる。また、変更申請を行った際には、研究番号の後に、枝番が付される。

- ・研究の種類別コード：例)新規申請 A0001、変更申請 A0001-1

コード	研究の種類
A	先進医療
I	介入研究

O	観察研究
G	ヒトゲノム・遺伝子解析研究
T	遺伝子治療等臨床研究
C	症例報告等

(2) 事前チェック

申請後、医の倫理委員会の審査開始前に医の倫理委員会事務局にて申請書類について事前チェックが行われる。事前チェックの結果、修正が望ましい箇所・項目については、倫理審査申請システムを通じて、申請者に通知される。これを受け、修正を行う際は、修正内容が確認できるよう該当箇所を原則として校閲機能を使用して赤字等で明示すること。

修正事項の遵守が、その後の倫理審査にいかなる影響も及ぼすものではないため、修正事項の指摘に従う必要がないと判断した場合は修正する必要はないが、スムーズな審査に係る事項が含まれていることもあるので十分に考慮すること。

(3) 審査

事前チェックが終了し、適宜修正した申請書類を倫理審査申請システムを通じて再度提出する。その後、医の倫理委員会事務局により別表「審査カテゴリと判断基準」に従って審査の方法が決定される。審査の方法については、医の倫理委員会事務局から申請者に通知される。審査の方法の詳細については、「医の倫理委員会審査の標準業務手順書」に定める。

研究計画書の軽微な変更については、委員会事務局で確認の上、委員会への報告事項として取り扱うことができる。なお、報告事項として取り扱うことができるものは、「軽微な変更に係る報告事項（別紙様式6）」に定めるとおりである。

会議審査の場合には、医の倫理委員会開催の1週間前までに申請者及び研究責任者に出席予定時間が医の倫理委員会事務局から通知される。当日は申請者あるいは研究責任者、主任研究者及び研究分担者のいずれかが口頭にて5分程度、研究等の概略を説明し、その後、20分程度質疑応答がなされる。説明者は助教以上の研究者を原則とするが、同席でも可とする。

(4) 新規申請及び変更申請の審査後の対応

① 審査結果の通知

審査結果については、医の倫理委員会事務局から申請者に以下の結果（参照：②審査結果の分類）が通知される。医の倫理委員会からの指摘事項がある場合は、指摘事項修正後、初回審査の結果に従って医の倫理委員会の再審査を受けること。なお、修正を行う際は、修正内容が確認できるよう該当箇所を原則として校閲機能を使用して赤字等で明示すること。最終的な審査結果については、医の倫理委員会委員長から申請者に通知される。具体的には、医の倫理委員会事務局から倫理審査申請システムを通じて通知される。

② 審査結果の分類

審査の結果は、以下の（i）～（x）のいずれかで報告されるが、最終的な審査結果は、（i）承認、（vi）不承認、（vii）継続審査、（viii）非該当、（ix）停止、（x）中止のいずれかで通知される。

（i）承認

（ii）委員長確認

委員会からの指摘が軽微な修正であるため、指摘事項修正後に委員長のみ確認で承認される。しかし、修正が不適切な場合は、申請者又は主任研究者に説明を求められることが

ある。

(iii) 書類確認（要修正 1：メジャーリビジョン）

委員会からの指摘内容が、研究計画内容の個別具体的な修正を求めるもので、指摘事項修正後に当該出席委員による指摘事項の充足が確認されれば承認される。しかし、修正が不適切な場合は、申請者又は主任研究者に説明が求められることがある。なお、指摘事項以外の新たな指摘は行われない。

(iv) 書類確認（要修正 2：マイナーリビジョン）

委員会からの指摘内容が、誤字脱字等の修正を求めるもので、指摘事項修正後に事務による指摘事項の充足が確認されれば承認される。

(v) 再審査（対面審査）

委員会からの指摘内容が、研究計画内容や研究体制の大幅な修正を求めるもの、個別論点に関する修正であるが慎重な判断を要するものである場合は、再度会議審査となる。なお、大幅な研究計画の修正が求められる場合は、前回審査の指摘事項に限定されることはなく審査される。

(vi) 不承認

当該研究計画が、実施が差し控えられるべき研究であると判断される場合には承認とされない。

(vii) 継続審査

委員長若しくは委員の総意にてやむを得ない理由にて審査判定が困難と判断される場合には、審査は保留とされ、当該理由を解決した場合に、改めて申請を行い、審査が行われる。

(viii) 非該当

当該研究計画が、医の倫理委員会の適用範囲外の研究である場合には非該当とされる。

(ix) 停止

既承認の研究で、継続が望ましくないと判断された場合には、当該研究の継続が一時的に停止される。継続を再開するためには、申請者による説明あるいはプロトコル等の修正が必要とされる。

(x) 中止

既承認の研究で、実施が不相当と判断された場合には、以後の当該研究の実施が中止とされる。

③ 審査終了後の対応

医の倫理委員会事務局から倫理審査申請システムを通じて審査終了の連絡を受けた後、申請者は、研究計画書等の修正済の書類を倫理審査申請システムを通じて医の倫理委員会事務局に提出する。なお、提出に際しては、各種申請書類の審査過程において、訂正箇所を明示するために赤字で表示した部分は全て黒字にすること。

また、利益相反委員会による審査が、医の倫理委員会による審査と並行して行われている場合は、利益相反委員会による審査が終了するまでは、審査結果通知書が発行されない。

介入研究については、臨床研究に関する公開データベースへの登録が必要であるため、登録後、登録番号を医の倫理委員会事務局に報告する。

さらに、補償保険に加入する研究については、医の倫理委員会事務局が保険加入の確認後に審査結果通知書が発行される。

なお、研究責任者は、倫理審査委員会に意見を聴いた後に、その結果及び当該倫理審査委員会に提出した書類、その他研究機関の長が求める書類を研究機関の長に提出し、当該研究機関における当該研究の実施について、許可を受けること。

6. 研究開始後の対応

(1) 重篤な有害事象の報告

研究責任者、主任研究者及び研究分担者は、侵襲を伴う研究の実施において重篤な有害事象の発生を知った場合には、「重篤な有害事象等発生時の報告・対応に関する標準業務手順書」に従い、倫理審査申請システムを通じて「重篤な有害事象に関する報告書」を提出し、

医の倫理委員会及び研究機関の長に速やかに報告すること。

(2) 実施状況の報告

① 進捗状況の報告

研究責任者は、承認された研究等の進捗状況について1年ごとに倫理審査申請システムを通じて報告する。医の倫理委員会事務局にて報告書の内容に問題がないかチェックが行われる。これらのチェックの結果、修正が望ましい箇所・項目については、倫理審査申請システムを通じて、申請者に通知される。チェック終了後、修正を行った報告書を倫理審査申請システムに再度提出し、医の倫理委員会事務局を経由して医の倫理委員会及び研究機関の長へ報告される。

研究計画からの著しい逸脱等の重大な問題が判明した場合には、委員長の判断により医の倫理委員会が開催される場合がある。また、必要に応じて当該事案について調査が行われることがある。その際には調査に協力すること。

② 終了・中止時の報告

研究責任者は、承認された研究等を終了し、又は中止した時は、その旨及び結果の概要について倫理審査申請システムを通じて報告する。医の倫理委員会事務局にて報告書の内容に問題がないかチェックが行われる。これらのチェックの結果、修正が望ましい箇所・項目については、倫理審査申請システムを通じて、申請者に通知される。チェック終了後、修正を行った報告書を倫理審査申請システムに再度提出し、医の倫理委員会事務局を経由して医の倫理委員会及び研究機関の長へ報告される。

研究計画からの著しい逸脱等の重大な問題が判明した場合には、委員長の判断により医の倫理委員会が開催される場合がある。また、必要に応じて当該事案について調査が行われることがある。その際には調査に協力すること。

なお、当該研究が臨床研究公開データベースへの登録を要する研究であった場合には、当該終了及び中止について速やかに登録を行う。

③ 不適合等発生時の報告

主任研究者、研究分担者は、当該研究の実施において、次の(i)～(iii)に掲げる事項を把握した時は、速やかに研究責任者に報告すること。なお、当該研究責任者による隠蔽の懸念がある時は、研究機関の長に直接報告すること。

- (i) 研究の倫理的妥当性を損なう事実若しくは科学的合理性を損なう事実若しくは情報又は損なうおそれのある情報
- (ii) 研究の実施の適正性若しくは研究結果の信頼性を損なう事実若しくは情報又は損なうおそれのある情報
- (iii) 上記(i)・(ii)のほか生命・医学系指針その他関係倫理指針からの逸脱又は逸脱するおそれのある事態

研究責任者は、上記の報告が当該研究の継続に影響を与えるものであると判断した時は、遅滞なく研究機関の長に報告し、必要に応じて、当該研究を停止し、若しくは中止し、又は研究計画の変更手続を行うこと。

研究計画からの著しい逸脱等の重大な問題が判明した場合には、委員長の判断により医の倫理委員会が開催される場合がある。また、必要に応じて当該事案について調査が行われることがある。その際には調査に協力すること。

7. 指摘事項への対応期限

申請した研究等について、事前チェック、倫理審査結果報告後の対応あるいは研究開始後の報告等において医の倫理委員会及び医の倫理委員会事務局から指摘事項があった場合には、申請者は速やかに当該指摘事項について対応することとする。指摘事項の通知日より3ヵ月以上経過しても対応がない場合には、当該研究に対し、承認の取り消し若しくは申請の

却下を含めた勧告が医学部長の命を受けた医の倫理委員会事務局長から行われる。

8. 各種委員会への関与の報告

医の倫理委員会で審査される研究について、当該研究が治験審査委員会、先進医療専門委員会、利益相反委員会及び研究推進委員会等の各種委員会に関与する研究の場合には、速やかに医の倫理委員会事務局に報告する。

承認された研究において、医の倫理委員会事務局が各種委員会へ確認の上、不備があった場合には、委員長の判断により、再審査となることもある。

9. 作成・改訂履歴

版番号	作成・改定承認日	改定理由・内容
初版	2016年3月25日 医の倫理委員会	新規制定
第1.1版	2016年5月23日	記載整備
第2.0版	2016年9月23日 医の倫理委員会	医の倫理委員会規程改正に伴い様式追加
第3.0版	2016年11月28日 医の倫理委員会	他の機関が実施する研究の倫理審査を追加及び記載整備
第4.0版	2017年1月16日 医の倫理委員会	研究者の定義（主任研究者）の変更及び別表 審査カテゴリと判断基準追記
第5.0版	2017年2月20日 医の倫理委員会	高難度新規医療技術の審査及び別紙様式2,5に教育・研修の受講確認を追加
第6.0版	2017年4月20日 医の倫理委員会	未承認新規医薬品等の審査、研究倫理審査継続手数料の追記、別紙様式6,7の追記及び別表 審査カテゴリと判断基準の変更
第7.0版	2017年5月18日 医の倫理委員会	個人情報の取扱いに関する記載の変更、審査結果の分類の変更及び別表 審査カテゴリと判断基準の変更
第8.0版	2017年11月8日 医の倫理委員会	本学部以外の学内部局からの依頼に基づく審査を追加及び記載整備
第8.1版	2018年2月20日 医の倫理委員会	分担研究者の定義の変更及び記載整備
第9.0版	2018年4月26日 医の倫理委員会	臨床研究法施行に伴う改正、別表 審査カテゴリと判断基準の変更及びその他記載整備
第9.1版	2019年1月17日 医の倫理委員会	臨床研究進捗状況報告書（別紙様式8）及び同終了（中止）報告書（別紙様式9）の追加及び記載整備
第10.0版	2019年2月13日 医の倫理委員会	研究者の定義の文言修正、不適合等に係る報告及び不適合等報告書様式（別紙様式10）の追加、別表 審査カテゴリと判断基準の変更
第10.1版	2019年3月28日 医の倫理委員会	別表 審査カテゴリと判断基準の変更
第10.2版	2019年10月29日 医の倫理委員会	一括審査を本学部以外の共同研究機関に依頼する場合の審査依頼書

		様式に関する記載整備、消費税率の引上げに伴う研究倫理審査手数料の変更及びその他記載整備
第 10.3 版	2020 年 6 月 25 日 医の倫理委員会	別表 審査カテゴリと判断基準の変更及び高難度新規医療技術に係る組織変更
第 11.0 版	2021 年 6 月 22 日 医の倫理委員会 (施行日：2021 年 6 月 30 日)	「生命・医学系指針」制定に伴う各種記載整備及びその他記載整備
第 11.1 版	2021 年 9 月 30 日 医の倫理委員会	軽微な変更に係る報告事項に係る記載及び別紙様式 8 の追加、別表 審査カテゴリと判断基準の変更及びその他記載整備
第 12.0 版	2022 年 9 月 29 日 医の倫理委員会	「生命・医学系指針」改正に伴う別表 審査カテゴリと判断基準の変更
第 12.1 版	2023 年 4 月 24 日 医の倫理委員会	書類修正時の明示方法の変更、別紙様式 4, 5 に審査料の返金に係る例外措置の追加及びその他記載整備
第 13.0 版	2023 年 9 月 7 日 医の倫理委員会	「生命・医学系指針」に対応した用語の見直し、別表 審査カテゴリと判断基準の変更及びその他記載整備
第 14.0 版	2025 年 1 月 16 日 医の倫理委員会	臨床研究支援センター改組に伴う記載整備
第 15.0 版	2025 年 9 月 4 日 医の倫理委員会	研究申請補助者に係る記載の追加、臨床研究法に関する記載の整備、別紙様式 6 及び 7 の削除、依頼書等への押印の廃止、その他記載整備

別表 審査カテゴリと判断基準

審査カテゴリ		委員構成	該当する新規申請	該当する変更追加申請
通常審査	会議審査 (対面審議)	・下記①～⑤の要件を充足(※生命・医学系指針に準拠) ①自然科学の有識者 ②人文・社会科学の有識者 ③一般の立場の者 ④2名以上の外部委員 ⑤男女が各1名以上 ・委員会規定における会議審査の要件を充足	■先進医療 B(※1) ■介入研究(主たる研究機関／侵襲(軽微な侵襲を含む)あり)(※1) ■遺伝子治療等臨床研究 ■観察研究(主たる研究機関／侵襲あり／意見あり)(※2) □委員長が必要と判断したもの(※3)	□委員長が必要と判断したもの(※3)
	電子会議審査 (システムで審議) (会議審査で報告)	下記①～⑥の要件を充足(※生命・医学系指針に準拠) ①自然科学の有識者 ②人文・社会科学の有識者 ③一般の立場の者 ④2名以上の外部委員 ⑤男女が各1名以上 ⑥5名以上で構成	■介入研究(主たる研究機関／侵襲なし) ■介入研究(従たる研究機関) ■観察研究(主たる研究機関／侵襲あり) □委員長が必要と判断したもの(※3)	■研究対象者への負担・リスクが増加する、研究の実施に直接影響を与える内容の変更追加申請 ・目標症例数の変更(負担・リスクが増えるもの) ・解析項目や検査項目等の変更(負担・リスクが増えるもの) ・利用する試料・情報の種類・量の変更(負担・リスクが増えるもの) □委員長が必要と判断したもの(※3)
迅速審査	書類審査 A (会議審査で報告)	(3名による審査) 委員長＋医療系委員1名＋非医療系委員1名 (1名は必ず外部委員)	■先進医療 A ■観察研究(主たる研究機関／軽微な侵襲、侵襲なし) ■観察研究(従たる研究機関) ■ゲノム研究(主・従たる研究機関) ■介入研究(継続案件・延長忘れ案件) ■観察・ゲノム研究(継続案件・延長忘れ案件) ■既存試料・情報の提供・論文の共著者になる研究 □緊急性を要する事案の仮審査 □委員長が必要と判断したもの(※3)	■本学の研究責任者の変更(※5) ■研究対象者への負担・リスクが増加しない、研究の実施に直接影響を与えない内容の変更追加申請 ・目標症例数の変更(負担・リスクが増えないもの) ・解析項目・検査項目等の変更(負担・リスクが増えないもの) ・使用する試料・情報等の種類・量の変更(負担・リスクが増えないもの) ■研究資金の変更(利益相反の確認が必要なもの) ■共同研究機関の追加(本学が主たる研究機関) □委員長が必要と判断したもの(※3)
	書類審査 B (会議審査で報告)	(2名による審査) 委員長＋委員会が指名する委員1名	□委員長が必要と判断したもの(※3)	■研究実施期間の変更 ■学内研究分担者の変更(※4) ■共同研究機関における共通文書の差替え(上記該当のものは除く) □委員長が必要と判断したもの(※3)
	確認審査 (会議審査で報告)	委員長	■重篤な有害事象報告 (内容に応じて上位カテゴリで再審査) ■症例報告等 □委員長が必要と判断したもの(※3)	■研究資金の変更(利益相反の確認が不必要なもの) □委員長が必要と判断したもの(※3)
その他	事務局対応 (会議審査で報告)	事務局	誤字・脱字の修正	誤字・脱字の修正

※1 臨床研究法下で実施する研究を除く。

※2 科学的合理性の確保、研究対象者の保護等の観点から、委員から会議審査とすべき旨の意見が挙がり、委員長がそれを妥当と判断する場合は対面審議が行われる。

※3 例えば、被験者の利益を考慮してより迅速な審査の実施が妥当と判断された場合や、上記の分類では当該申請内容の審議が不十分であると判断される場合などが挙げられる。
ただし、その場合も、当該研究の申請は臨床研究支援センターを経由して行われることに変わりはない。

※4 利益相反管理対象外のものについては、軽微な変更に係る報告事項として取り扱う。

※5 介入研究の場合は、研究実施に影響を与える可能性があるため、疑義が生じた際は、委員長が判断した場合に限り通常審査に切り替える。

年 月 日

宮崎大学医学部医の倫理委員会委員長 殿

研究代表者

所属

職名

氏名 ○○○○

審 査 依 頼 書

「課題名： 」において、下記参加施設を含めた一括審査を医の倫理委員会に依頼したくお願い申し上げます。

記

施設名/研究責任者氏名：

年 月 日

宮崎大学医学部医の倫理委員会委員長 殿

部局名 □□

部局の長 _____

生命科学・医学系研究計画の審査について（依頼）

下記の研究についての倫理審査を、貴学部医の倫理委員会に依頼致したいので、
審査方よろしくお取り計らい願います。

本件については、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に
基づき依頼するものです。

記

研究責任者：（注：宮崎大学の責任者の所属・職・氏名の記入）

課 題 名：「 」

1) 実施期間：研究機関の長の許可後 ～ 年 月 日

2) 重篤な有害事象への対応（侵襲を伴う研究のみ）：本学「重篤な有害事象等発生
時の報告・対応に関する標準業務手順書」（添付別紙）に従って報告する
「有害事象対応マニュアル」の策定：（ ）有 （ ）無

※有の場合は、別紙添付

当該研究者等について、研究に関する倫理並びに当該研究の実施に必要な知識及び
技術に関する教育・研修を少なくとも年1回程度受講した

（ ）はい （ ）いいえ

医の倫理委員会審査の標準業務手順書、医の倫理委員会申請の標準業務手順書
別紙様式2 審査依頼書（本学部以外の学内部局用）

氏名 _____

所属 _____

電話・Email

年 月 日

宮崎大学医学部医の倫理委員会委員長 殿

研究責任（代表）者

所属

職名

氏名

生命科学・医学系研究計画の審査について（依頼）

下記の研究についての倫理審査を、貴学部医の倫理委員会に依頼致したいので、
審査方よろしくお取り計らい願います。

本件については、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に
基づき依頼するものです。

記

課 題 名：「 」

1) 実施期間：研究機関の長の許可後 ～ 年 月 日

2) 重篤な有害事象への対応（侵襲を伴う研究のみ）：本学「重篤な有害事象等発生
時の報告・対応に関する標準業務手順書」（添付別紙）に従って報告する

「有害事象対応マニュアル」の策定：（ ）有 （ ）無

※有の場合は、別紙添付

☐ 侵襲を伴わない研究のため、該当なし

当該研究者等について、研究に関する倫理並びに当該研究の実施に必要な知識及び
技術に関する教育・研修を少なくとも年1回程度受講した

（ ）はい （ ）いいえ

氏名 _____

所属 _____

電話・Email _____

年 月 日

宮崎大学医学部医の倫理委員会委員長 殿
臨床研究支援センター長 殿

研究責任（代表）者
所属
職名
氏名

審査等業務委託申込書（新規・継続）

下記研究計画に関する倫理審査等業務の委託について、「倫理審査等業務の委託に関する確認事項」に同意した上で申込みます。なお、次の1)から6)の事項については、当機関にて保証します。

- 1) 当該研究の実施に関連する法令等を遵守すること
- 2) 当該研究責任者及び研究分担者となるべき者が、当該臨床研究を実施するに十分な資質等を有しており、臨床研究の倫理に関する教育・研修を受けていること
- 3) 当該研究実施の体制が適正に確保されていること
- 4) 被験者の健康被害等に対する補償等の措置が取られていること(侵襲を伴う研究の場合)
- 5) 予測できない重篤な有害事象が発生した場合の公表と厚生労働省への報告を行うこと(侵襲を伴う研究の場合)
- 6) 起こりうる利益相反状態が適切に管理されていること

記

- 研究計画課題名：
()
- 研究実施期間：研究機関の長の許可後 ～ 年 月 日
- 研究責任（代表）者の略歴：別紙添付
- 請求書等の送付先住所と宛名：

倫理審査等の業務委託に関する確認事項

研究機関名（以下「甲」という。）は、自らが研究計画「課題名」（以下「本研究計画」という。）に係る倫理審査及び支援業務（以下「本審査等業務」という。）を国立大学法人宮崎大学医学部（以下「乙」という。）に委託することに関し、下記項目について同意する。

（審査等業務）

- 本審査等業務は、乙が設置する宮崎大学医学部医の倫理委員会（以下「医の倫理委員会」という。）及び宮崎大学医学部附属病院臨床研究支援センター（以下「臨床研究支援センター」という。）において、「医の倫理委員会審査の標準業務手順書」（以下「手順書」という。）に基づき審査及び支援等を行うものである。
- 医の倫理委員会及び臨床研究支援センターは、甲に所属する当該研究責任（代表）者及び本研究計画に関与する者から当該研究の継続に影響を与えられとされる事実又は情報について報告を受けた場合は、甲の長が研究の停止、原因の究明等、適切な対応をとるために必要な意見を述べることもある。
- 甲に所属する当該研究責任（代表）者は、医の倫理委員会及び臨床研究支援センターに本審査等業務を依頼する際、手順書の内容を確認し、理解した上で、手順書に定められた方法及び申請書類により申請を行う。

（審査等業務の責任）

- 本研究計画の実施及び結果については、甲の長がその監督を行うとともに全ての責任を負うものとする。乙は受託した範囲で本審査等業務のみを行うものであり、当該研究計画の実施及び結果に何ら責任を負わない。
- 本研究計画の実施及び結果により、甲に損害が生じた場合又は甲と第三者との間にクレーム、紛争等が生じた場合、甲は全て自己の責任と費用負担によりこれを解決するものとする。乙は、甲又は第三者に対して、直接的、間接的を問わずいかなる損害賠償義務を負わない。

（審査料及び有効期間）

- 甲は、審査等業務に要する費用（新規：171,500 円(税込)、継続：82,500 円(税込))を指定された期日までに、乙に納付し、納付が完了した旨を臨床研究支援センターに通知しなければならない。なお、振込手数料は甲が負担し、明白な誤計算による過払いの場合を除き、乙に納付された費用は理由の如何を問わず返金しない。ただし、委員会がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。
- 本審査等業務の開始日は、審査業務等に要する費用が甲から乙に納付された日とする。

また、本審査等業務の終了日は、当該研究計画が医の倫理委員会により承認された日から起算し1年間とし、継続を妨げない。ただし、審査等業務の1年間の継続を希望する場合は、各年度における審査等業務の終了日の1ヶ月前までに継続申請を行い、所定の費用の支払いを乙が指定する期日までに完了する。この際の継続期間は、審査等業務の終了日の翌日から起算し1年間とする。

- 甲に所属する当該研究責任（代表）者は、本審査等業務の継続を希望しない場合は、有効期間終了の1ヶ月前までに、その旨を臨床研究支援センターに書面で通知する。本審査等業務の継続を希望しない理由が本研究計画に関する中止又は終了によるものであるときには、甲の長に提出された本研究計画に関する中止又は終了の報告書の写しを、前記通知書面とあわせて臨床研究支援センターに提出する。

（報告書写しの提出）

- 甲に所属する当該研究責任（代表）者は、甲の長に提出された、本研究計画の進捗状況に関する定期報告書の写しを、速やかに臨床研究支援センターに提出する。
- 甲に所属する当該研究責任（代表）者は、当該研究計画が侵襲を伴う場合で、重篤な有害事象に関する情報が甲の長に報告された場合、当該有害事象について速やかに臨床研究支援センターに報告する。

（記録の保存）

- 乙は、本審査等業務に関する記録文書を、少なくとも当該研究の中止又は終了について報告された日の翌年度4月1日から起算し5年間、適切に保管する。

（秘密保持）

- 本審査等業務より得られた個人情報その他の秘密情報は、乙において秘密に保持され、甲に所属する当該研究責任（代表）者の事前承諾なく第三者に開示されない。本審査等業務の終了後も同様とする。ただし、次のものについてはこの限りではない。
 - （1） 医の倫理委員会議事概要及び医の倫理審査委員会報告システムにおいて公表された情報等、法令・ガイドラインその他の規制等によって公開が義務付けられている情報。
 - （2） 法令又は裁判所等の命令により開示要請を受けた情報。なお、乙に開示要請がなされた場合、開示前に当該要請の内容は甲に所属する当該研究責任（代表）者に対して速やかに通知されるものとする。

（規制当局による調査及び監査等への協力）

- 規制当局の調査及び監査がなされる場合、その求めに応じ、乙が保有管理する本審査等業務に関する全ての記録は、規制当局の直接閲覧に供するものとする。

（協議）

- 本申込書に定めのない事項及び条文等の解釈上疑義が生じた場合、又は本申込内容の変更が必要となった場合には、誠意を持って協議の上、解決する。

（専属的合意管轄裁判所）

- 本審査等業務に関し裁判上の紛争が生じたときは、宮崎地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とする。

年 月 日

宮崎大学医学部医の倫理委員会委員長 殿
臨床研究支援センター長 殿
利益相反マネジメント委員会委員長 殿

研究責任（代表）者
所属
職名
氏名

審査等業務委託申込書（新規・継続）

下記研究計画に関する倫理審査等業務(利益相反に関する審査を含む)の委託について、「倫理審査等業務の委託に関する確認事項」に同意した上で申込みます。なお、次の1)から6)の事項については、当機関にて保証します。

- 1) 当該研究の実施に関連する法令等を遵守すること
- 2) 当該研究責任者及び研究分担者となるべき者が、当該臨床研究を実施するに十分な資質等を有しており、臨床研究の倫理に関する教育・研修を受けていること
- 3) 当該研究実施の体制が適正に確保されていること
- 4) 被験者の健康被害等に対する補償等の措置が取られていること(侵襲を伴う研究の場合)
- 5) 予測できない重篤な有害事象が発生した場合の公表と厚生労働省への報告を行うこと(侵襲を伴う研究の場合)
- 6) 起こりうる利益相反状態が適切に管理されていること

記

- 研究計画課題名：
()
-
- 研究実施期間：研究機関の長の許可後 ～ 年 月 日
- 研究責任（代表）者の略歴：別紙添付
- 請求書等の送付先住所と宛名：

倫理審査等の業務委託(利益相反に関する審査を含む)に関する確認事

項

研究機関名（以下「甲」という。）は、自らが研究計画「課題名」（以下「本研究計画」という。）に係る倫理審査及び利益相反に関する審査並びに支援業務（以下「本審査等業務」という。）を国立大学法人宮崎大学医学部（以下「乙」という。）に委託することに関し、下記項目について同意する。

（審査等業務）

- 本審査等業務は、乙が設置する宮崎大学医学部医の倫理委員会（以下「医の倫理委員会」という。）及び宮崎大学医学部等臨床研究等利益相反マネジメント委員会（以下「COI 委員会」）並びに宮崎大学医学部附属病院臨床研究支援センター（以下「臨床研究支援センター」という。）において、「医の倫理委員会審査の標準業務手順書」（以下「手順書」という。）および「宮崎大学医学部等における臨床研究等利益相反マネジメント規程」に基づき審査及び支援等を行うものである。
- 医の倫理委員会及び COI 委員会並びに臨床研究支援センターは、甲に所属する当該研究責任（代表）者及び本研究計画に関与する者から当該研究の継続に影響を与えると考えられる事実又は情報について報告を受けた場合は、甲の長が研究の停止、原因の究明等、適切な対応をとるために必要な意見を述べることがある。
- 甲に所属する当該研究責任（代表）者は、医の倫理委員会及び COI 委員会並びに臨床研究支援センターに本審査等業務を依頼する際、手順書の内容を確認し、理解した上で、手順書に定められた方法及び申請書類により申請を行う。

（審査等業務の責任）

- 本研究計画の実施及び結果については、甲の長がその監督を行うとともに全ての責任を負うものとする。乙は受託した範囲で本審査等業務のみを行うものであり、当該研究計画の実施及び結果に何ら責任を負わない。
- 本研究計画の実施及び結果により、甲に損害が生じた場合又は甲と第三者との間にクレーム、紛争等が生じた場合、甲は全て自己の責任と費用負担によりこれを解決するものとする。乙は、甲又は第三者に対して、直接的、間接的を問わずいかなる損害賠償義務を負わない。

（審査料及び有効期間）

- 甲は、審査等業務に要する費用（新規：171,500 円(税込)、継続：82,500 円(税込))を指定された期日までに、乙に納付し、納付が完了した旨を臨床研究支援センターに通

知しなければならない。なお、振込手数料は甲が負担し、明白な誤計算による過払いの場合を除き、乙に納付された費用は理由の如何を問わず返金しない。ただし、委員会がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

- 本審査等業務の開始日は、審査業務等に要する費用が甲から乙に納付された日とする。また、本審査等業務の終了日は、当該研究計画が医の倫理委員会により承認された日から起算し1年間とし、継続を妨げない。ただし、審査等業務の1年間の継続を希望する場合は、各年度における審査等業務の終了日の1ヶ月前までに継続申請を行い、所定の費用の支払いを乙が指定する期日までに完了する。この際の継続期間は、審査等業務の終了日の翌日から起算し1年間とする。
- 甲は、本審査等業務の継続を希望しない場合は、有効期間終了の1ヶ月前までに、その旨を臨床研究支援センターに書面で通知する。本審査等業務の継続を希望しない理由が本研究計画に関する中止又は終了によるものであるときには、甲の長に提出された本研究計画に関する中止又は終了の報告書の写しを、前記通知書面とあわせて臨床研究支援センターに提出する。

（報告書写しの提出）

- 甲に所属する当該研究責任（代表）者は、甲の長に提出された、本研究計画の進捗状況に関する定期報告書の写しを、速やかに臨床研究支援センターに提出する。
- 甲に所属する当該研究責任（代表）者は、当該研究計画が侵襲を伴う場合で、重篤な有害事象に関する情報が甲の長に報告された場合、当該有害事象について速やかに臨床研究支援センターに報告する。

（記録の保存）

- 乙は、本審査等業務に関する記録文書を、少なくとも当該研究の中止又は終了について報告された日の翌年度4月1日から起算し5年間、適切に保管する。

（秘密保持）

- 本審査等業務より得られた個人情報その他の秘密情報は、乙において秘密に保持され、甲に所属する当該研究責任（代表）者の事前承諾なく第三者に開示されない。本審査等業務の終了後も同様とする。ただし、次のものについてはこの限りではない。
 - （1） 医の倫理委員会議事概要及び医の倫理審査委員会報告システムにおいて公表された情報等、法令・ガイドラインその他の規制等によって公開が義務付けられている情報。
 - （2） 法令又は裁判所等の命令により開示要請を受けた情報。なお、乙に開示要請がなされた場合、開示前に当該要請の内容は甲に所属する当該研究責任（代表）者に対して速やかに通知されるものとする。

（規制当局による調査及び監査等への協力）

- 規制当局の調査及び監査がなされる場合、その求めに応じ、乙が保有管理する本審査等業務に関する全ての記録は、規制当局の直接閲覧に供するものとする。

（協議）

- 本申込書に定めのない事項及び条文等の解釈上疑義が生じた場合、又は本申込内容の変更が必要となった場合には、誠意を持って協議の上、解決する。

（専属的合意管轄裁判所）

- 本審査等業務に関し裁判上の紛争が生じたときは、宮崎地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とする。

医の倫理委員会審査の標準業務手順書、医の倫理委員会申請の標準業務手順書
別紙様式 6 軽微な変更に係る報告事項

	軽微な変更に係る報告事項
1	内容の変更を伴わない誤記の変更
2	機関の名称変更・所在地変更
3	研究責任者（代表者）・研究分担者の所属部署・職名の変更
4	本施設が分担研究機関で、他の分担研究機関・研究協力機関に関する事項の変更
5	改名に伴う氏名変更
6	人事異動などによる研究分担者・協力者の削除*1
7	人事異動などによる研究分担者・協力者の追加*2
8	分担施設の連絡先

*1 他の研究責任者・研究分担者の利益相反の利益相反状況は確認済みである場合にのみ限る

*2 利益相反管理対象外である場合にのみ限る